

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
“赤い羽根共同募金”地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人清水町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、共同募金運動の一環として、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける福祉のまちづくりを目指すため、地域福祉活動を行う福祉関係団体、ボランティア等に地域福祉活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより団体への活動支援及び育成支援を図ることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

(財源)

第2条 助成金の財源は、赤い羽根共同募金助成金を充てるものとする。

(対象団体)

第3条 この助成金の対象者は、清水町内を活動範囲とし、構成員がおおむね5人以上である団体等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 法人格を有する団体（NPO法人及び認可地縁団体は除く。）
- (2) 政治、宗教活動を主な目的とした団体
- (3) 営利を主な目的とした団体
- (4) 反社会勢力に該当する団体

(対象事業)

第4条 助成金の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。原則として対象となる事業は他の助成金を受けている事業を除く。

- (1) 住民参加による福祉のまちづくり事業（小地域福祉活動・住民による支え合い・たすけあい・見守り活動等）
- (2) 住民主体による居場所事業（高齢者、障がい児者、子ども等を対象とする居場所づくり）
- (3) ボランティア団体の健全な運営やボランティアの養成、普及を目的とした事業
- (4) その他社協会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた事業

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、対象事業を実施するために必要な経費とする。ただし、事業を実施する上で直接必要のない経費は原則として対象外とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、地域福祉活動助成金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を、事業開始前に会長に提出しなければならない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は3万円を限度として、予算の範囲内で募金の実績、申請団体の件数、活動内容などにに基づき決定する。

(助成金の交付)

第8条 会長は、第6条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付し、地域福祉活動助成金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 交付決定を受けた者が助成金を請求するときは、地域福祉活動助成金請求書(様式第4号)を会長に提出するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 交付決定を受けた者は、事業が完了したときは地域福祉活動助成金事業報告書(様式第5号)、事業報告明細書(様式第6号)、ありがとうメッセージ(様式第7号)及び事業内容がわかるデータ(複数)、その他会長が必要と認めた書類を添えて当該年度の3月末までに会長に提出しなければならない。

(助成金の変更)

第10条 交付決定を受けた者が事業の内容を変更するときは地域福祉活動助成金変更承認申請書(様式第8号)に関係書類を添えて当該年度の12月末日までに会長に提出しなければならない。

(助成の取消・償還)

第11条 会長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 当該助成事業を中止したとき
- (4) この交付要綱に違反したと認められるとき

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金交付申請書

年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ 印

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

申 請 額 _____ 円

【団体の概要】

連絡先住所			
電 話	(自宅) (携帯)		
会 員 人 数	人	結成年	年
団体の主な活動内容			

※会員名簿を別紙により提出すること。

様式第2号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金事業計画書

事業名	
新規・継続	<input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 継続事業（ <input type="checkbox"/> 助成実績なし <input type="checkbox"/> 助成実績あり ）
実施（予定） 年月日	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
実施（予定） 回数	回
実施（予定） 場所	
事業の効果	

事業の予算

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
助成金			
参加者負担金			
合計		合計	

※上記内容をすべて満たす事業計画書、収支予算書等の添付による提出を認める。

様式第3号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長

年 月 日付けで交付申請がありました “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 助成決定額 金 円

2 助成予定日 年 月

3 交付条件

- (1) 社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金交付要領を遵守すること
- (2) 共同募金活動への協力要請に応じること
- (3) 事業内容を変更しようとする場合は、12 月末日までに社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金変更承認申請書（様式第8号）を提出すること

様式第4号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金請求書

年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ ㊞

助成金交付の決定を受けたいので “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金について下記
のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 実施事業名

様式第5号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金事業報告書

年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会

会 長 様

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____ ㊞

“赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金を受けた事業が完了したので、下記のとおり報告いたします

記

- | | | | | |
|---|----------|---|---|---|
| 1 | 完了年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 交付決定額 | | | 円 |
| 3 | 事業に関する経費 | | | 円 |

添付書類

(1) 社会福祉法人清水町社会福祉協議会 “赤い羽根共同募金” 地域福祉活動助成金事業報告明細書 (様式第6号)

(2) その他

*該当する添付資料の□に✓

事業資料 (パンフレット・チラシ、プログラム等)

写真

ありがとうメッセージ (様式第7号)

その他 (新聞、メディア、SNS の記載など)

様式第6号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会“赤い羽根共同募金”地域福祉活動助成金事業報告明細書

事業名	
実施年月日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
実施回数	回
実施場所	
実施内容	
事業の成果	

事業の決算

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
合計		合計	

※上記内容をすべて満たす事業報告書、収支決算書等の添付による提出を認める。

様式第8号

社会福祉法人清水町社会福祉協議会“赤い羽根共同募金”地域福祉活動助成金変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人清水町社会福祉協議会
会 長 様

団 体 名 _____

代表者名 _____ 印

助成金交付の決定を受けた“赤い羽根共同募金”地域福祉活動助成金について事業内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 内容の変更

2 変更の理由